

平成 28 年熊本地震に関する要望書

平成 2 8 年 7 月

熊本連携中枢都市圏

平成 2 8 年熊本地震に関する要望

この度の熊本地震の発生以降、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成など国の機動的かつ迅速なご対応及び多大なるご支援に対しまして、ここに深く感謝の意を表します。

さて、熊本連携中枢都市圏域は、熊本県の中央部に位置し、圏域面積は県全体の約 3 5 %、圏域人口は 1 1 0 万人超と県人口の 6 0 % 超を占めております。

今回の熊本地震の被災地は、この連携中枢都市圏域とほぼ一致しており、各地で多くの家屋が倒壊するとともに、地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損し、住民生活や経済活動に大きな影響をもたらしております。また、庁舎や学校施設などの公共施設や熊本城や阿蘇神社をはじめとした文化・観光施設、さらには農業基盤や企業の施設・設備も大きな損壊を受けております。

この圏域の市町村が連携して、県全体の復興を牽引していくため、国におかれましては、一日も早い復旧・復興に向けた支援措置について、迅速且つ万全の体制により、既存の枠組みにとらわれることなく取り組んでいただきますことを強く要望いたします。

平成 2 8 年 7 月

熊本市長	大	西	一	史	宇土市長	元	松	茂	樹
宇城市長	守	田	憲	史	阿蘇市長	佐	藤	義	興
合志市長	荒	木	義	行	美里町長	上	田	泰	弘
玉東町長	前	田	移	津行	大津町長	家	入	勲	
菊陽町長	後	藤	三	雄	高森町長	草	村	大	成
西原村長	日	置	和	彦	南阿蘇村長	長	野	敏	也
御船町長	藤	木	正	幸	嘉島町長	荒	木	泰	臣
益城町長	西	村	博	則	甲佐町長	奥	名	克	美
山都町長	工	藤	秀	一					

目 次

- 1 災害救助法の対象の拡大及び生活再建支援制度の拡充等・・・P 1
【内閣府】
- 2 公共施設の早期復旧支援等・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
【総務省・文部科学省・厚生労働省】
- 3 被災した文化財の災害復旧・・・・・・・・・・・・P 13
【文部科学省】
- 4 地域雇用に対する支援・・・・・・・・・・・・P 17
【厚生労働省】
- 5 本格復興に対応した農林水産基盤及び農業共同利用施設の
早期復旧並びに営農再開に向けた支援・・・・・・・・P 19
【農林水産省】
- 6 公共土木施設等の早期復旧及び宅地被害復旧に係る支援等
・・・・・・・・・・・・・・・・P 25
【国土交通省】

1 災害救助法の対象の拡大及び生活再建支援制度の拡充等

【内閣府】

連携中枢都市圏構想において、「災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る」こととしておりました。

しかしながら、本年４月、二度にわたり熊本を襲った大地震において、連携中枢都市圏の市町村のほとんどが被災し、これまでのところ上述の連携事業のような広域的な体制を整備することなく、それぞれの市町村で災害救助や生活再建支援を進めて参りました。

今回、連携中枢都市圏のほとんどの市町村が被災する中、各市町村が広域的な体制の整備に相互に応援し合うことの難しさを強く感じたところでございます。

こうした中であっては、国による強力な財政支援が必要であり、都市圏域の被災者の生活再建を着実に進めていくため、次のとおり要望いたします。

(1) 応急仮設住宅の維持管理に係る費用への財政支援

応急仮設住宅の供与に係る費用については、災害救助法の対象となっていますが、仮設住宅入居者へ安全安心な生活環境を提供する観点から、応急仮設住宅の維持管理に係る費用についても災害救助法の対象とするとともに必要な財政支援を求めます。

(2) 被災者生活再建支援制度の拡充等

被災者生活再建支援制度では、半壊以下が制度対象外となっていますが、家屋被害を受けた全ての者に対し、同制度が適用できるよう対象範囲の拡充を求めます。

加えて、被災者生活再建支援法第4条第2項の規定により委託を受けた事務に係る経費についての財政支援を求めます。

(3) 応急修理制度の見直し

今回の地震により、多くの住宅が損壊したことから、被災した住民は、災害救助法に基づく、応急修理制度を活用し、住宅の補修を行っているところです。

現行制度上、対象住宅は、半壊以上となっていますが、一部損壊であっても多額の自己負担による補修が発生しています。

このことから、一部損壊についても対象となるよう、対象住宅の拡充を求めます。

また、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分につい

て1世帯あたりの修理費用の限度額が定められておりますが、実態としては、それ以外の部分の修理も多いことから限度額を超える費用が生じており、多額の自己負担が発生しています。

このことから、被災住宅の応急修理にかかる、修理対象範囲の拡充及び1世帯あたりの修理費用の限度額について引上げを求めます。

(4) 災害援護資金貸付制度の拡充

貸付金利3%を東日本大震災と同様に撤廃するとともに、据え置き期間及び返済期間の延長を求めます。

(5) 被災者支援に係る費用への財政支援

被災者に対し、各種支援制度の情報を提供するため、内容や手続き等の質問にワンストップで対応できるように民間業者を活用したコールセンターの設置などに対して支援を求めます。

また、被災証明書を発行するためには、家屋調査などの情報を管理する被災者台帳を作成する必要があります。効率的かつ効果的な被災者支援の実施にあたっては、税情報や国民健康保険等の基幹系システム等との連携、マイナンバーなどの活用も含めた統合的システムを構築する必要があるため、災害時の新たなシステム構築及び運営に対する支援を求めます。

圏域の状況

【合志市】



広場で一夜を明かす人々



物資搬出

【玉東町】



武道館前給水



福祉センター避難所



【西原村】仮設住宅（小森仮設団地）



【南阿蘇村】罹災証明発行の様子

2 公共施設の早期復旧支援等

【総務省・文部科学省・厚生労働省】

今回の熊本地震では、住民サービスの維持に欠かせない庁舎をはじめとした公共施設も多数被害を受けており、一刻も早く復旧し、安全安心な環境のもとで住民サービスを提供する必要があります。

中でも、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所として、重要な役割を果たすことから、その安全性・機能性の確保は不可欠であります。

また、住民の憩いの場である文化・スポーツ施設、公民館、集会所等の被害も大きく、施設の閉鎖を余儀なくされており、住民生活に欠かせない文化・スポーツ活動や交流の場として、これらの施設の再開が求められています。

連携中枢都市圏構想においては、公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていくこととしておりましたが、公共施設等の復旧費用の財政負担は大きく、このままでは、公共施設の共同利用等の推進も停滞することが懸念されます。

つきましては、住民サービスの維持に欠かせない公共施設の復興のため、次のとおり要望いたします。

【総務省】

（１）公共施設の復旧・再建に係る財政支援

公共施設は、災害時に避難所となるなど、重要な機能を持つことから、今回の地震と同程度の地震にも耐えうる強靱さが必要です。このため、今回被災した公共施設について、まずは詳細な検査により安全性を確認するとともに、単に原形復旧するのではなく、必要な耐震・免震等の改良工事が必要です。

また、被害の大きさによっては施設の建替えを検討する必要があります、その場合は多額の費用を要しますので、特段の財政支援を求めます。

なお、建替える際には、原形以上の防災機能を持つことや今後のまちづくりも考慮する必要があるため尚更、単なる原形復旧ではない創造的復旧についても補助対象とすることを求めます。

（２）消防防災施設の災害復旧に伴う国庫補助事業費の確保

熊本地震により多数の消防防災施設が被災しています。しかし、現行制度では災害復旧事業制度が東日本大震災に限定されており、各自治体では多額の負担が生じる見込みであることから、東日本大震災並みの国庫補助率のかさ上げを求めます。

【文部科学省】

（３）学校施設等の災害復旧に伴う国庫補助事業費の確保

今回の地震により、多くの小・中学校が被害を受けており、復旧には多額の費用を要することが見込まれます。早期の復旧を果たすためにも、必要な国庫補助事業の補助率のかさ上げと予算の確保を求めます。

また、現行制度上補助対象となっていない被害状況調査や設計の費用など補助の対象とされるよう求めます。

（４）学校施設等の避難所としての機能強化に伴う補助対象の拡大等

被災した学校施設等の復旧は、原形復旧が原則とされていますが、避難所として活用することから、より耐震性の高い施設への建替等についても必要な財政支援を求めます。

また、今後も学校施設等を災害発生時の避難所として使用する必要があることから、多目的トイレ、空調設備及び中水道設備の整備等、避難者の保健衛生の確保のための環境整備も含めた復旧や建替え及び建替えに伴う解体についても、補助対象の拡大や補助率のかさ上げを求めます。

（５）社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助拡充

社会教育施設は、今回の地震で甚大な被害を受け未だ多くの施設が使用を制限されており、復旧には多額の費用を要しています。こうした施設は、住民生活に欠かせ

ない文化・スポーツ活動や交流の場であるとともに、地域住民の拠り所として不可欠な施設であります。その早期かつ安全な使用再開のために、災害復旧費について国庫補助率のかさ上げを求めます。

また、これらの施設は、非常時には避難所としての機能も担うことから現行制度上補助対象となっていない被害状況調査や設計費用、必要な耐震・免震工事等の改良費用、解体を含めた建替費用、多目的トイレや空調設備の設置費用など、防災機能の充実のための事業を補助対象とされますよう求めます。

併せて、記念館や先哲の旧居など、郷土の歴史学習施設として共用されている博物館の類似施設についても、確実に補助対象となるよう要望します。

(6)「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で定める特定地方公共団体の基準の緩和等

現行制度では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で定める特定地方公共団体の基準に満たない場合は、当該施設に対する災害復旧補助制度がありません。そのため、早急な復旧・復興に向けて、特定地方公共団体の基準に満たない社会教育施設に対して財政支援を求めます。

また、社会教育施設では、激甚災害に係る特定地方公共団体に指定されなければ、災害復旧事業に着手できないため、基準を満たしている場合は早期指定を求めます。

（７）地区公民館施設（集会所）の早期復旧と機能強化 に対する支援

今回の地震では、住民の避難、安否確認、炊き出し、救援物資の配布、行政・住民間の連絡など、地域の代表である区長（自治会長）を中心とした住民の『共助』のしくみの重要性、災害対応への貢献度の高さが強く実感されました。

その活動の拠点となるのが地区公民館（集会所）ですが、多くの施設が被災したにもかかわらず、補修、建替え等に対する助成制度がないため、施設の再建が困難です。このため、被災公民館の早期の復旧とともに、地域の防災拠点、避難所としての機能強化を図るため、耐震工事や備蓄倉庫や非常用電源などの整備等に対する財政支援を求めます。

【厚生労働省】

（８）社会福祉施設、保健衛生施設の災害復旧費についての国庫補助率かさ上げ等

熊本地震により多数の社会福祉施設及び保健衛生施設が被災しており、現行制度では自治体及び設置者に多額の負担が生じる見込みであることから、東日本大震災並みの国庫補助率のかさ上げを求めます。

また、社会福祉施設において、災害復旧費補助金の対象とならない土地の整地に要する費用並びに門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要す

る費用のほか、民間事業者等への、補助対象の拡大を求めます。

さらには、事業再開に不可欠な設備整備費用、災害復旧工事完了までの仮設設置費用、事業所等の被災による移転に要する費用（入居、設備等改修費等）及び被災した施設等の調査費用について新たな補助対象の創設を求めるとともに、被災者や生活物資の受入れのため営業停止した施設等に対して、事業収入の損失補てんについて財政支援を求めます。

圏域の被害状況



【宇土市】市役所本庁舎



【大津町】庁舎内部



【菊陽町】菊陽中学校体育館



【益城町】消防団詰所



【合志市】合志市総合センター



【美里町】勤労者体育センター

3 被災した文化財の災害復旧

【文部科学省】

今回の熊本地震により、熊本城や阿蘇神社をはじめとして、多数の文化財が被害を受けました。

熊本城や阿蘇神社などの文化財の復旧は、震災復興の象徴となるものであり、今後の復興に向けた取り組みを進めていくうえで住民が心をひとつにできる目標となるものです。

連携中枢都市圏構想においては、「文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく」こととしておりましたが、今回の地震によりこうした事業も実施できない状況です。文化財の復旧に向けては、長きに亘る歳月と莫大な費用を要するほか、高い専門知識・技術を要することから、被災自治体のみで復旧を進めていくことは非常に困難な状況にあります。

つきましては、被災した文化財の災害復旧について、次のとおり要望いたします。

（１）被災した文化財の復旧に向けた特別なる支援

崩壊・倒壊している文化財建造物等の復旧には、高い専門知識と技術並びにマンパワーが必要であり、国・被災地自治体及び専門家を含めた復旧チーム等の組織構築と現地への常駐・派遣、復旧技術者・従事者の確保など国による強力な人的支援を求めます。

また、復旧には多大な経費を要するため、国指定文化財や国登録文化財に対する国庫補助制度の拡充や、県・市町村指定文化財を対象とする財政的支援を求めます。

（２）地域に根ざした未指定文化財の復旧への支援

圏域には、文化財としての指定を受けていなくとも、地域に根ざし、地域住民に愛され、人々の心の拠り所となる未指定文化財が数多く存在しています。

この度の地震ではこれらも大きな被害を受けましたが、国庫補助制度がないため、自治体や所有者の負担が過大となり、その復旧は困難を極めます。

このような潜在的価値を有する未指定文化財の早期復旧が進むよう財政的支援を求めます。

圏域の被害状況



【熊本市】熊本城飯田丸五階櫓



【宇土市】船場橋（市指定）



【阿蘇市】阿蘇神社拝殿（国指定）



【御船町】八勢目鑑橋（県指定）



【菊陽町】西園寺左大臣実晴男随宜之墓（町指定）



【山都町】通潤橋（国指定）

4 地域雇用に対する支援

【厚生労働省】

熊本県に所在する約 76,000 の事業所のうち、圏域には約 45,000 の事業所が所在しています。また、熊本市には近隣市町村から約 4 万人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約 3 万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されています。

今回の熊本地震により、多くの企業・事業者が休業を余儀なくされており、営業再開の目途さえ立っていない企業・事業者も多く、雇用の維持が喫緊の課題となっています。

また、圏域内の主要観光地においては、観光業者が被災による休業や風評被害による観光客数の減少により経営困難な状況であります。

このような状況において、圏域内の企業・事業者で、被災等による一時離職者や休業者、今後、雇用不安による人口流出が懸念されます。

今後の復興にあたっては、地域雇用の安定化が重要な課題であることから、次のとおり要望いたします。

（１）雇用調整助成金制度や雇用保険失業給付制度の更なる拡充

今回の地震により、多くの企業・事業者が休業を余儀なくされており、営業再開の目途さえ立っていない企業・事業者も多く、雇用の維持が喫緊の課題となっています。そのため、雇用調整助成金制度及び雇用保険失業給付制度に関して、支給限度日数の拡充や助成額の日額単価の引き上げ等、更なる拡充を求めます。

（２）被災者の就労支援についての財政支援等

今回の地震により、今後、多数の被災した求職者が生じることが予想されます。このため、被災者等を雇入れた事業主へ奨励金を支給することにより、その再就職を促進する必要があることから、東日本大震災と同様、当該奨励金についての財政支援を求めます。

また、被災者等を対象とした就労説明会等の開催経費や、被災企業等の人材確保を目的としたUIJターン就職支援窓口運営経費など、被災自治体にとって自由度の高い就労支援に係る雇用関連交付金に対する財政支援を求めます。

5 本格復興に対応した農林水産業の生産基盤及び 共同利用施設の早期復旧並びに農林水産業の再 開に向けた支援

【農林水産省】

熊本連携中枢都市圏域は、温暖な気候に加え、火山灰の肥沃な土壌を生かした野菜、果樹等園芸栽培が盛んであるほか、白川等の一級河川や豊富な地下水にも恵まれ、その地下水を利用した多様な農作物を生産しています。

また、阿蘇や熊本東部においては酪農や肉牛等の畜産業、有明海沿岸ではノリの養殖等の漁業、山間部では林業と自然を生かした第1次産業が多様な姿で展開されています。

特に、農業は圏域を含む熊本県の主要産業であり、県の農業産出額は全国第5位を誇り、圏域外からの収入獲得にも貢献しています。

しかしながら、今回の熊本地震に加え、6月以降の豪雨で、農地や漁港、関連施設が大きな被害を受け、圏域の主要産業である農林水産業に多大な損害を与えています。

特に、農業は従前からの後継者不足に加え、今回の被災により農業者が生産を断念することも懸念されることから、今後離農が加速し、耕作放棄地の拡大も懸念されます。

つきましては、農林水産業の生産基盤や共同利用施設などを早期に復旧するとともに、農林水産業を本格的に再開、復興するため、次のとおり要望いたします。

（１）農地災害等の復旧に係る支援

用排水路やダムをはじめとした土地改良施設が甚大な被害を受け、作付けができない状況にあります。このため、さく井等の代替措置を災害復旧事業に含めるとともに、軽微な工事も補助対象とするよう求めます。

また、農業用施設や農地等の災害復旧事業の推進については、国から技術的助言や人的・財政的支援をいただいておりますが、引き続きの支援を求めます。

さらに、災害復旧事業と併せ、将来の営農を見据えた創造的復興への支援を求めます。

（２）経営体育成支援事業に係る要望

被災農業者向け経営体育成支援事業で修繕、再建する農機具格納庫等の被災施設については、事業完了まで相当の期間を要するため、年度内完了の要件を翌年度まで延長するとともに、被災自治体の財政負担の軽減を求めます。

（３）産地活性化総合対策事業に係る要望

水稻から大豆などへの作物転換については、産地活性化総合対策事業（平成 28 年熊本地震対応産地支援事業）を活用できますが、農地の復旧に数年を要することから、本事業については、次年度以降も引続き支援を求めます。

（４）施設園芸産地づくりの推進

平成 28 年熊本地震の被災を受けて、既存園芸ハウスへの防油堤

の整備等災害に強い施設園芸産地づくりに対する支援を充実するとともに、優れた農業者のチャレンジが実現できるよう、高いレベルにある農業者の成果目標値のポイントを改める等予算配分基準の見直しや十分な予算措置を求めます。

（５）地域防災拠点としての共同利用施設の利活用の促進

地域農業の拠点である共同利用施設が農業利用に限定されることなく、地域住民の生命を守る防災の拠点施設として有効活用されるよう、関係省庁と連携して施設の改修整備に支援を行うよう求めます。

（６）漁業者向け経営体育成支援事業への財政的支援

今回の地震や豪雨により、多くの漁家で、ノリ乾燥機の破損等加工施設が被災し、漁業生産に大きな支障が生じています。しかし、現行制度ではノリ乾燥機の修繕、点検を除き水産用個人施設は災害復旧事業の対象ではないことから、被災農業者向け経営体育成支援事業の漁業者版の事業への財政的支援を求めます。

（７）河川からの流入土砂、流木等による漁場環境悪化対策の推進

白川等の上流部分で地すべりが続いており、河川からの土砂流木等の流入による漁場環境の悪化に対する対策として、平成２８年度に引き続き、底質改善や作れいを継続して実施するとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業及び災害復旧事業の予算確保を求めます。

さらに、災害発生時の早急な漁場環境復旧と将来にわたる漁場環

境保全のため、国直営の水産多面的機能発揮対策事業の実施と事業実施期間の延長を求めます。

（８） 亀裂等による山腹崩壊の防止等

今回の地震により、住宅に近接する山腹等に多くの亀裂が発生しています。多量の雨等による山腹崩壊等の危険も予想されることから、実態の把握と二次災害防止のための対策等について支援を求めます。

圏域の被害状況



【宇城市】用水路にガードレールが落下



【阿蘇市】地割れした水田（的石）



【嘉島町】地割れした農道



【山都町】地盤が崩落した農機具倉庫



【宇土市】土砂流出により寸断された農園



【南阿蘇村】土石流による農地流出

6 公共土木施設等の早期復旧及び宅地被害復旧に係る支援等

【国土交通省】

連携中枢都市圏構想において、人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が極めて重要となっています。このことに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合的地域の核となる熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を結ぶ分かり易いバス路線や多様な交通手段等によるネットワーク形成を進めていくこととしておりました。

今回の熊本地震により、道路、橋梁、河川、公園等の一部は、通行止めによる交通渋滞などにより住民の日常生活や災害復旧、経済活動等に大きな影響を及ぼしています。

また、震災から3ヶ月が経過し、被害の実態を把握する中、宅地擁壁崩壊や液状化による宅地被害の甚大さが明らかになってきております。

つきましては、公共土木施設等の早期復旧及び被災者の生活再建のための宅地被害の早期復旧に向けて、次のとおり要望いたします。

(1) 災害復旧の補助採択に至らない災害の復旧費等に対する財政支援

今回の地震により、道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、下水道及び都市公園施設等において様々な被害が発生しており、災害復旧対応を実施しているところです。

しかし、現行制度では、流木や土砂の除去、河川浚渫など災害復旧の補助採択に至らないものや、迂回路の舗装補修、落石の除去、いわゆる「のみ災」、都市公園の記念碑・植栽、港湾施設などで補助対象とならないものがあり、地方負担が過大となっています。

そのため、災害復旧の補助採択に至らない災害の復旧費等に対する国の財政支援を求めます。

(2) 宅地復旧に係る財政的支援の拡充

●大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係る財政支援の拡充

今回の地震により、住宅宅地の擁壁等の転倒や崩壊、クラックの発生など多数の住宅擁壁等の被害とともに、住宅団地内における盛土部の地すべりが発生しています。このまま放置すれば、次期降雨や余震等により被害が拡大し、周辺の住家及び各種公共施設等に甚大な被害が生ずる恐れがあります。

しかし、現行制度の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は国庫負担率が 1 / 4 と低く、地方負担が過大となります。

そのため、東日本大震災と同様、財政的支援の拡充を求めます。

**●被災宅地復旧促進事業（公共施設との一体的な整備を行う事業）
に係る財政支援**

今回の地震により、大規模な宅地被害が発生しています。しかしながら、公共施設に影響を及ぼす宅地被害であっても国庫補助制度の対象とならない場合が多くあり、多額の自治体負担が必要になっています。

そのため、公共施設の安全対策を推進すべく、公共施設と隣接宅地等との一体的整備を行う、被災宅地復旧促進事業に係る財政的支援を求めます。

●液状化対策事業に係る財政支援

今回の地震により、液状化による宅地への大規模な被害が発生しています。

これらの復旧に際しては、宅地液状化防止事業の活用を検討していますが、現行の国庫補助率は1／4と低く、多額の自治体負担が必要となっています。

そのため、東日本大震災や今回の震災を踏まえ、液状化対策事業に係る財政支援を求めます。

（３）熊本連携中枢都市圏の主要幹線道路の整備促進

今回の地震により、熊本連携中枢都市圏の物流の要である九州縦貫自動車道が寸断され、熊本都市圏の交通に深刻な交通渋滞が発生し、人や物資の輸送、並びに緊急車両等の通行に大きな影響が生じるなど、災害時における既存道路のネットワークの脆弱性が露呈されたところです。

このことから、熊本環状道路や九州縦貫自動車道とのアクセス道

路などの熊本都市圏の骨格を形成する道路の早期整備は、災害発生時のリダンダンシーの確保や道路機能の強化を図る上で非常に重要であると再認識したところです。

つきましては、国道３号熊本北バイパスの４車線化、国道３号植木バイパス（３工区）及び九州横断自動車道延岡線の早期完成、また、国道３号植木バイパス（１工区）、中九州横断道路（熊本市～大津町間）、熊本環状連絡道路及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）の早期事業化を求めます。

（４） 集団移転等に対する支援

住民がやむなく集団移転を選択した場合において、移転に係る経費、住宅再建に係る支援及び事業に関係する事務に対する財政的・技術的支援を求めます。

（５） 被災公営住宅等の災害復旧費に係る対象事業の拡充及び国庫負担率のかさ上げ等

今回の地震により、市町村営住宅のうち、公営住宅、改良住宅、単独住宅が大きな被害を受けたところであり、居住者の安全な生活を取り戻すためには、早急な復旧工事が必要です。

現行制度上、公営住宅の災害復旧費に対しては、公営住宅法により、１戸あたり１１万円以上の補修費用がかかるものを対象に１／２の国庫負担があり、更に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律によりかさ上げが可能となっていますが、現行の対象事業及び国庫負担率では、多額の自治体負担が必要となってきます。

このことから、対象事業の拡充並びに国庫負担率かさ上げ、及びかさ上げ算定基準の見直しを求めます。

また、改良住宅の災害復旧費に対しては、現行制度上、改良住宅等改善事業により、公営住宅と同様に1戸当たり11万円以上の補修費用がかかるものを対象に1／2の国庫補助があるものの、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律によるかさ上げ措置がなく、現行の対象事業及び国庫負担率では、多額の自治体負担が必要となってきます。

このことから、対象事業の拡充並びに国庫負担率かさ上げ及び激甚特例によるかさ上げを求めます。

さらに、単独住宅の災害復旧費については、国庫補助制度がなく、多額の自治体負担が必要となってきます。

このことから、単独住宅の災害復旧に係る財政支援を求めます。

加えて、市町村営住宅の復旧整備については、原形復旧だけでなく、今後の地震、台風等に対する将来の安全性や防災に資するような復興のための「改良復旧事業」の積極的な採択及び国庫補助率がかさ上げされるよう求めます。

圏域の被害状況

【美里町】



崩落（町道福佐線）



落石（町道萱野津留線）

【高森町】



線路に土砂流入（南阿蘇鉄道）

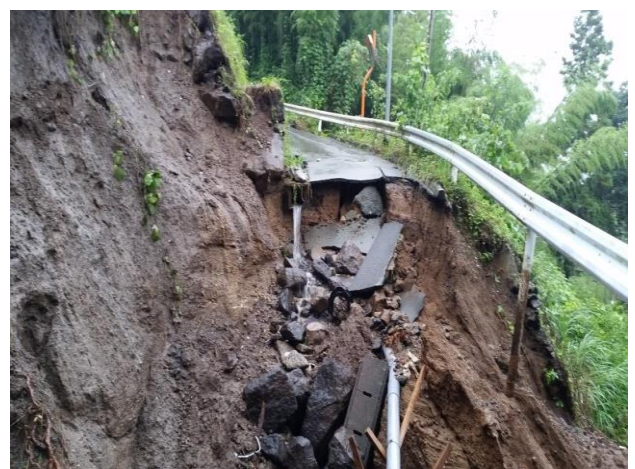


流木土砂（南阿蘇鉄道）

【御船町】



崩落（県道田代・御船線）



崩落（明目野線）

【甲佐町】



住宅被害（液状化地区）



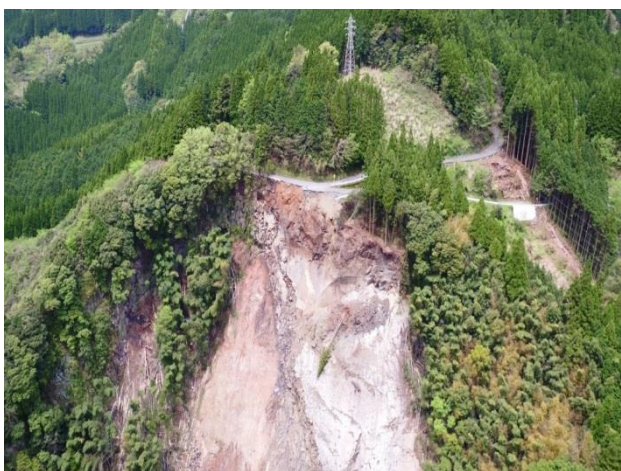
河川被害（宮ノ尾川）



【西原村】住宅被害（大切畑地区）



【南阿蘇村】土砂崩れ（阿蘇大橋周辺）



【山都町】路肩崩落（白小野鶴越線）



【熊本市】宅地擁壁崩落（南区城南町）